

一三六 浅津村漁業組合同規約

第一章 総則

第一条 本組合は漁業権及入漁権を取得し、又、漁業権の貸付を受け、組合員の漁業に関する共同の施設を為すを目的とす

第二条 本組合は、浅津村漁業組合と称す

第三条 本組合の地区は、浅津村大字南谷村、大字下浅津村、大字上浅津村、橋津村大字上橋津村、花見村大字門田村、大字野花村、東郷村大字引地村、松崎村、舎人村大字藤津村の区域に依る

第四条 本組合の事務所は浅津村大字下浅津村235番地に置く

第二章 組合員の加入及脱退

第五条 本組合の地区内に住所を有する漁業者は組合員たることを得

第六条 本組合に加入せんとする者は、其住所及氏名を記載したる書面を以て其旨を組合に申込むべし

組合前項の申込を承諾したるときは、組合員名簿に其住所及氏名並加入年月日を記載し、其旨を申込人に通知すべし

第七条 組合員其住所又は氏名を変更したるときは、之を組合に申出ずべし

第八条 組合員事業年度の終に於て脱退せんとすると

きは、書面を以て其旨を組合に申出ずべし

前項の申出ありたるときは、組合員名簿より其氏名を抹消し、且脱退の年月日を記載すべし

第九条 組合員の死亡により家督相続開始したるときは、家督相続人より書面を以て其旨を組合に申出ずべし

第十条 組合員其組合員たる資格を喪失したるときは、書面を以て其旨を組合に申出ずべし

第十一条 第七条、第九条又は第十条の申出ありたるときは、組合員名簿を相当訂正すべし

第十二条 組合員左の事由の一に該当するときは、之を除名することあるべし

1、組合員其他組合に対して、支払うべき金銭の支払いを怠り、二回以上督促を受くるも仍（尚）其義務を履行せざるとき

2、組合の業務を妨ぐる行為ありたるとき

3、犯罪其他不正の所為により、組合の信用を毀損したるとき

第十三条 除名を為したるときは、組合は之を本人に通知し、組合員名簿より其氏名を抹消し、且、除名の年月日を記載すべし

第三章 役員

第十四条 本組合に理事一名及監事一名を置く

第十五条 理事及監事の任期は四ヶ年とす、但し再任を妨げず

補欠撰挙により就任したる理事及監事は前任者の任期を継続す

理事及監事は任期満了後と雖も、後任者の就

職する迄、仍其職務を行ふものとする

第十六条 理事及監事は名譽職とす

第十七条 総会が理事又は監事の解任を議決したるときは、同時に其補欠撰挙を為すものとする

第十八条 組合員正当の事由なくして、役員の当撰を辞し、又は職を辞することを得ず

第四章 会議

第十九条 総会は、総組合員の半数以上の出席あることを要す、但し同一事項に付、再度招集したるときは此の限にあらず

第二十条 総会の議長は理事之に當る、但し、理事事故あるとき又は総会に於て必要と認むるときは、出席組合員中より之を互撰することを得

第二十一条 総会の決議は、出席したる組合員の議決権の過半数を以て之を決す、可否同数なるときは、議長之を決す

第二十二条 総会の決議録には、決議したる事項、出席者の員数其他會議の顛末を記載し、之に議長及出席組合員二名以上記名捺印すべし

第二十三条 本組合に総代会を設く

総代は十名とし、総会に於て、左の区域より之を撰任す

大字南谷村 一名

// 下浅津村 一名

// 上浅津村 二名

// 上橋津村 一名

// 門田村 一名

// 野花村 一名

〃 引地村 一名

松崎村 一名

大字藤津村 一名

第二十四条 総代の任期は四ヶ年とす、但、再撰を妨げず

第十五条第二項、第三項及第十六条の規定は総代に之を準用す

第二十五条 総代は何時にても総会の決議を以て之を解任することを得

総会が総代の解任を決議したるときは、同時に其補欠撰挙を為すものとす

第二十六条 総代会は左の事項に限り決議するものとす

1、漁業組合令第二十条第一項第三号、第六号、第七号、第九号、第十二号、第三十条第三項但書、三十四条及七十二条の決議を除くの外、総会に於て決議すべき事項

2、起債に付、総会の委任ありたる事項

第二十七条 総代会は左の場合に於て之を開く

1、理事が必要と認めたるとき

2、監事が、漁業組合令第36条により必要と認めたるとき

3、総代又は総組員^{1/5}以上より、会議の目的及事由を記載したる書面を提出して総代会の招集を請求したるとき

前項第三号の場合には、理事は其請求を受けたる日より二週間内に之を招集すべし

第二十八条 総会又は総代会の再招集の場合を除くの

外、通知外の事項と雖も決議することを得

第二十九条 第十九条乃至第二十二条の規定は、総代会に之を準用す

第五章 会計及資産の管理

第三十条 本組合の事業年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる

第三十一条 会計事務は理事之を行う

第三十二条 毎年度の剰余金は、左の範囲内に於て総代会の決議を経て之を処分す

1、基金の積立剰余金 30—100 以上

2、翌年度繰越金剰余金の 70—100 以下

第三十三条 基金は郵便貯金又は銀行預金となし、又は国債証券、地方債証券、勸業債券、貯蓄債券、拓殖債券、農工債券を記入するものとす

第三十四条 本規約に於て別に規定あるものを除くの外、資産の管理に関する方法は総代会に於て之を定む

第六章 漁業方法

第三十五条 本組合の享有する漁業権による漁業は、組合員各自又は共同して之を為すものとす

但し、漁業権を得ざる漁業は為すことを得ず

第七章 組合費の負担

第三十六条 組合費は各部落の寄付金を以て之に充つ

第八章 組合事業

第三十七条 本組合は漁業区域を取締り、魚類及藻類の蕃殖を計る

第九章 違約者処分

第三十八条 第35条の規定に違背して漁業を為したる

者又は資格を有せずして漁業を為したる者には
金20円以下の過怠を課す

第十章 付則

第三十九条 本規約は決議の日より施行す

明治四十四年拾貳月参日決議す

右原本により謄写候也

明治四十五年三月貳拾四日

浅津村漁業組合理事 本多 岩蔵